

令和5年度森林認証取得等支援事業の募集要領

(みやぎ環境税充当事業)

1 事業の目的

第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材等を分別し、表示管理することで、消費者の選択的な購入を促進する仕組みである森林認証の取得や、森林認証の取組の普及啓発や、その木材の流通拡大に係る取組を支援することで、持続可能な森林管理を推進し、地球温暖化防止に寄与するもの。

2 事業種目

(1) 森林認証制度における森林管理認証の取得

事業概要	森林が適切に管理され、持続可能な経営が行われていることが認証される森林管理（FM：Forest Management）認証の取得及び年次監査に係る経費の一部を助成する。
事業主体	森林所有者、森林管理者等複数の主体により構成される団体等（規約等の定めがあるものに限る。）又は市町村で、宮城県内の森林において森林認証を取得する予定又は取得したもの
補助対象経費	認定機関に支払う監査料等
補助率	初回取得：1/2（上限：1,000千円） 年次監査：初回取得から1年後 1/2以内（上限：250千円 ※1） 初回取得から2年後 1/2以内（上限：125千円 ※2） 初回取得から3年後以降 1/2以内 ※3
備考	※1 ただし、300ha以上面積拡大する場合は上限を500千円とする。 ※2 ただし、200ha以上面積を拡大した場合は上限を250千円、300ha以上で500千円を上限とする。 ※3 100ha以上面積拡大する場合に限る。100ha以上で上限125千円、200ha以上で上限250千円、300ha以上で上限500千円とする。更新審査も対象。

(2) 森林認証普及PR活動

事業概要	県内の森林認証の取組及び認証材等の普及啓発活動に係る経費の一部を助成する。
事業主体	県内に所在する森林認証（FM、COC）取得事業者又は森林所有者、森林管理者、加工・流通業者等複数の主体により構成される団体等（規約等の定めがあるものに限る。）
補助対象経費	県内の森林認証の取組及び認証材等の普及啓発活動に係る経費の一部を助成する。（旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料）
補助率	1/2以内（上限：250千円以内）
備考	経常的運営に要する経費並びに備品購入費や設備設置等に対する経費は、補助対象外とする。

(3) 森林認証材流通拡大対策

事業概要	県内の森林認証材等の流通を拡大するため、製材 JAS 認証を取得するために係る経費の一部を助成する。
事業主体	県内に所在する COC 認証取得事業者
補助対象経費	新規取得、品目・区分の追加、認証事項の変更（樹種、形状の追加に限る）に要する経費（旅費、公的試験機関事前試験費、申請手数料、製品検査・試験料等）
補助率	1/2 以内（上限：500 千円以内）
備考	資格者の配置に係る講習受講から認証取得までの経費が補助の対象となります。

3 募集期間

令和5年11月2日（木）まで

4 書類の提出先

事業種目	提出先
森林認証制度における 森林管理認証の取得 森林認証普及PR活動	地域を所管する各地方振興事務所・地域事務所へ2部ご提出ください。
森林認証材流通拡大対策	水産林政部林業振興課みやぎ材流通推進班に1部ご提出ください。

※ 森林認証制度は F S C[®]（Forest Stewardship Council：森林管理協議会）

S G E C（Sustainable Green Ecosystem Council：緑の循環認証会議）を対象とする。